

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第1区分

【発行日】令和3年4月30日(2021.4.30)

【公開番号】特開2021-38139(P2021-38139A)

【公開日】令和3年3月11日(2021.3.11)

【年通号数】公開・登録公報2021-013

【出願番号】特願2020-186927(P2020-186927)

【国際特許分類】

C 03 C 21/00 (2006.01)

G 09 F 9/00 (2006.01)

【F I】

C 03 C 21/00 1 0 1

G 09 F 9/00 3 0 2

【手続補正書】

【提出日】令和3年3月17日(2021.3.17)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

カバーガラス物品であって、

内側表面と、外側表面と、0.3mmから3mmの範囲内の壁厚と、を備えるガラス本体を有し、

前記内側表面および前記外側表面の夫々が、150μmを超える直径を有する圧痕を含まず、

前記内側表面と前記外側表面の少なくとも一方の表面粗さ( $R_a$ )が、任意の後処理の前の状態で、3.0nm未満であり、

前記カバーガラス物品は、曲げ半径が1mmから20mmまでの少なくとも1つの曲げ部分を有し、

前記少なくとも1つの曲げ部分をとおして前記壁厚の変動は±15%以下である、カバーガラス物品。

【請求項2】

前記内側表面および前記外側表面の夫々の前記表面粗さ( $R_a$ )が、2.0nm未満である、請求項1に記載のカバーガラス物品。

【請求項3】

前記内側表面および前記外側表面の少なくとも一方の前記表面粗さ( $R_a$ )が、1.5nm未満である、請求項1に記載のカバーガラス物品。

【請求項4】

前記壁厚の変動は±10%未満である、請求項1から3のいずれか一項に記載のカバーガラス物品。

【請求項5】

前記ガラス本体が平坦部分を有する、請求項1に記載のガラス物品。

【請求項6】

前記平坦部分の平坦度が、10mm×10mmエリアに亘って±150μmより優れている、請求項5に記載のカバーガラス物品。

【請求項7】

前記平坦部分の平坦度が、 $25\text{ mm} \times 25\text{ mm}$  エリアに亘って  $\pm 50\text{ }\mu\text{m}$  よりも優れている、請求項 5 に記載のカバーガラス物品。

【請求項 8】

前記少なくとも 1 つの曲げ部分はスプラインである、請求項 1 から 7 の何れか一項に記載のカバーガラス物品。

【請求項 9】

前記ガラス本体は 1 mm の厚みにおいて、 $400\text{ nm}$  から  $800\text{ nm}$  の波長範囲で 85 % を超える光透過率を有する、請求項 1 から 7 に記載のカバーガラス物品。

【請求項 10】

前記ガラス本体は  $300\text{ MPa}$  を超える圧縮応力を有する、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のカバーガラス物品。

【請求項 11】

前記ガラス本体は、 $15\text{ }\mu\text{m}$  を超える層深さのイオン交換されたガラスを含む、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のカバーガラス物品。

【請求項 12】

前記ガラス本体がフラットディスプレイを有する電子機器を覆うように適合される、請求項 1 から 7 のいずれか一項に記載のカバーガラス物品。

【請求項 13】

前記電子機器が電話、モニター、テレビ、ハンドヘルド機器、またはタブレットである請求項 1 2 に記載のカバーガラス物品。